⑵の２　監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

［①～⑥　略］

⑦　候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧　候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨　［略］

⑩　当該株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑪　候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ニからチまでに掲げる事項を除く。）

［イ・ロ　略］

ハ　当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ　当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ　［略］

ト　当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

ⅰ　［略］

ⅱ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ⅱ及びⅴ(a)において同じ。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ⅲ　当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

［ⅳ～ⅵ　略］

②　①に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

③　①の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が２人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

⑴の３　［同左］

［同左］

［①～⑥　同左］

［加える。］

［加える。］

⑦　［同左］

⑧　［同左］

［イ・ロ　同左］

ハ　候補者が過去５年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑨　候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）

［イ・ロ　同左］

［加える。］

ハ　当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ　［同左］

ヘ　［同左］

ⅰ　［同左］

ⅱ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ⅱ及びⅴ(a)において同じ。）であり、又は過去５年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ⅲ　当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去５年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

［ⅳ～ⅵ　同左］